

令和4年4月8日

県内各医療機関の長 様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕  
〔新型コロナウイルス感染症対策担当〕

インフルエンザ流行に備えた発熱患者等の外来診療・検査体制について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策については、唾液検査協力医療機関及び診療・検査医療機関として、県内1420を超える医療機関に御協力いただいているところですが、当該協力機関以外のかかりつけ患者についても適切な医療機関を案内できる体制を整備する必要があります。

これまで、国の令和3年9月28日付け事務連絡「次のインフルエンザに備えた体制整備について」に基づき、「診療・検査医療機関」を募集し、県が指定してきました。

今般、国から「患者がより円滑に受診できるよう、医療体制の強化及び医療機関に対し、都道府県のホームページでの公表を促す」方針が示され、当該公表を要件として、外来診療を実施した場合に二類感染症患者入院診療加算（250点）の算定を可能とする特例措置が、令和4年7月31日まで延長とされました（令和4年3月16日厚生労働省保険局医療課事務連絡）。

については、本県の外来診療に協力する医療機関の区分を次のとおり整備し、県ホームページにおいて公表することとしますので、新たに診療・検査医療機関の指定を希望する場合は、区分、対応可能時間等について、申請（アンケートフォームにて送信（FAXでも可））していただきますよう、よろしく申し上げます。自院の患者に限り診療・検査を行う場合であっても、その旨を都道府県のホームページに追記することで加算算定が可能とされました。

なお、後日、指定書を送付します。

《診療・検査医療機関の体制》 区分		患者の受入対応
診療・検査医療機関	1	自院の患者以外も対応 + 県ホームページで公表（加算可能）
	2	自院の患者のみ対応 + 県ホームページで公表（加算可能）
	3	自院の患者のみ対応 + 非公表（加算不可）

《診療・検査医療機関の指定要件》

- 感染管理（診療はオンライン可）及び検査（新型コロナウイルス）体制が確保されていること。
- G-MIS に日々の受診者数・検査数を入力すること（新型コロナ発生届はHER-SYS利用）。

《申請先（アンケートフォーム）》

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=2220>



担当 感染症疾病管理グループ  
電話 082-513-3068（ダイヤルイン）  
（担当者 行廣・西名）